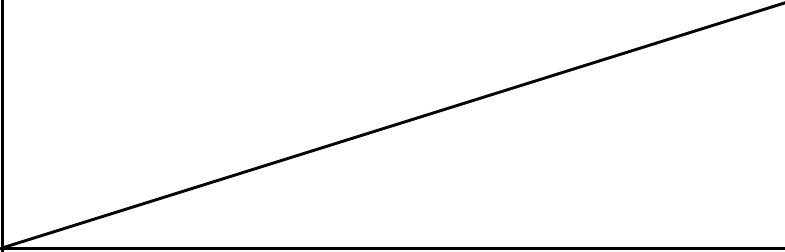
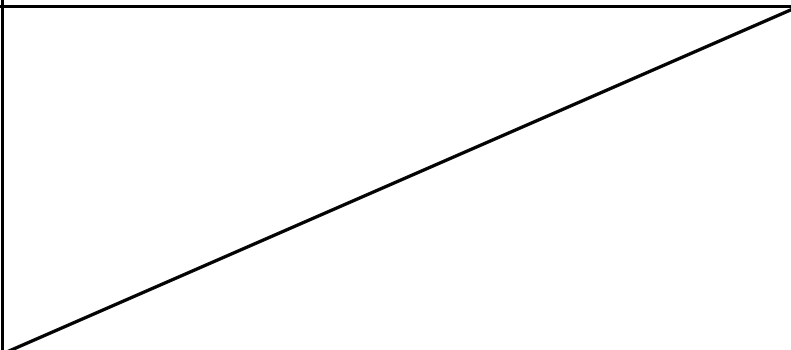


前回検討会後に各ブロックから提出された意見

番号	該当ページ	意見等	考え方
1-1	検討会 (第2回) 資料3-1 P.2 論点1 ①プッシュ型 GADM等派遣の 推進	個別に特定団体と災害派遣協定を結んでいる場合、その協定内容を優先することはできるのか。知見を有する支援員の考えと協定内容がバッティングするとき、判断が難しくなる。	議論の整理（案）においては、「個別の相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提とするが、アクションプラン作成検討の際に不都合が見込まれる場合には調整を行う」としている。
1-2		すでに独自応援体制を構築している都市間の応援が行われている地域に対しては、本制度との間で混乱が生じないように対策を講じることが必要と考える。	
2		プッシュ型の対応を前提とした応援職員派遣制度に基づく災害マネジメント総括支援チーム等の派遣を行うことについて、派遣判断を自治体に委ねるのであれば、判断基準を事前に設定しておく必要がある。さらに、重複等が発生しないよう派遣状況が常時把握できる仕組みの構築が必要と考える。	派遣要請の判断はGADM等からの状況確認報告等を受けて被災都道府県が行う（参考資料P.5）ことを想定している。議論の整理（案）において、「どのような応援が必要かなどを被災都道府県に伝えていくことから、今後、そうした観点からの研修が必要となってくる」としている。
3		賛成する。 派遣先の要望の有無にかかわらず、資格保持者が県の連絡要員（リエゾン）に帯同し、その後、派遣先の同意が得られれば、資格保持者が正式な支援員の立場で対応することが最もスピーディだと考えられる。	
4	迅速に派遣を行うため地域GADM等による対応を挙げているが、大規模災害ではむしろブロック内で対応できない可能性が高いのではないかと。大規模災害ではブロック幹事都道府県も被災している可能性が高く、総務省が直接窓口となって全国規模での支援を行える仕組みが必要と考えられる。	ブロック幹事県等については、前回資料において「アクションプラン作成時には、甚大被害が想定されない県等とすることが必要」としており、被災市区町村への迅速な応援派遣という観点から、必要人数又は派遣可能人数を考慮しながら、被災都道府県内→被災ブロック内→全国へと対象を広げようというもの。	

番号	該当ページ	意見等	考え方
5	検討会 (第2回) 資料3-1 P.4 論点2 支援方法の検討	支援側と受援側の自治体規模が異なる場合、「業務内容や物量の差により十分なニーズを満たせないケース」、「人員、物資等に余剰が発生するケース」が発生し、対口支援のメリットを十分に生かすことができないため、自治体規模を考慮した応援自治体、受援自治体の事前指定等が必要であると考える。	対口支援にあたっては、各県（市）応援隊において応援班を編成、運用する際に柔軟に対応することを想定している。
6	検討会 (第2回) 資料3-1 P.5 論点2 ①GADM等の増員確保	GADM等の増員確保自体には賛成だが、単に増員だけを求めるのではなく、GADM等の質の確保についてもご留意いただきたい。 災害発生が比較的少ない都道府県では、GADM等の推薦基準である「災害対応」等に関する知見を有する職員が少なく、そもそも対象者が少ない状況にある。	意見を踏まえ、議論の整理（案）において、「災害の少ない地域のGADMの候補者に対し、現場での経験を積む機会を確保する必要がある。」としている。
7	検討会 (第2回) 資料3-1 P.6 論点2 ②都道府県・指定都市単位での応援体制の構築	アクションプランは、国家的災害となる南トラ及び首都直下対応を国で作成していただくのが望ましい。それ以外の地方個別災害は、現行システムで対応することが望ましいのではないか。	アクションプランは、まずは南海トラフ地震及び首都直下地震について作成することとし、検討、作成は運用にあたり当事者となる関係機関が参画する協議会で行うことが適当と考えている。
8	②都道府県・指定都市単位での応援体制の構築	当県は、過去の災害や対口支援などの経験から災害対応業務のうち罹災証明業務について多くの蓄積を有しており、地元の大学教授などの支援を受けて罹災証明に係るシステムを構築し、運用している。大規模災害時は、それぞれの派遣元団体が得意とする災害応援業務の単位で派遣先団体を割り当てるような応援派遣の手法もあるのではないかと。	各応援団体で得意分野を持っている場合、平時の研修等でその知見を学べるようにすることや、今回の検討対象となっていない程度の災害時においても活かせるようにすることが考えられる。
9	検討会 (第2回) 資料3-1 P.6~P.11 論点2 ②都道府県・指定都市単位での応援体制の構築 ③アクションプランと個別の応援協定との関係整理	②③について、システムが複雑になりすぎないように、可能な限り運用しやすい制度としてほしい。	

番号	該当ページ	意見等	考え方
10	検討会 (第2回) 資料3-1 P.13 論点3	これまでの災害における実態等を参考に、応援隊の体制を検討することは非常に有効であると考えます。 なお、被災自治体においては、発災直後から避難所対応に多くの職員を配置し、他の災害対応業務における職員が不足している実態があることなどを考慮していただきたい。	(後段部分について) 避難所対応業務に関して応援職員の支援を受けることで、地元職員が他の課題に対応可能になるものと考えられる。
11	P.13 論点3 ①事前の応援体制の構築	賛成する。 その際には、過去の災害の応援実績や派遣人数、どのような課題があったかについてまとめたものを公表してもらえると、応援派遣人数等の体制を考える上で参考になるのではないかと考えている。	
12	検討会 (第2回) 資料3-1 P.15 論点4に係る対応の方向性(案)	南海トラフ巨大地震臨時情報(特に「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」が付記された情報)が発表された場合など、事前の支援モデル(支援側と受援側の事前マッチング)等を設定しておけば効果的であると考えます。 加えて、確実な国民の安全確保のため、同情報の発表時の行動指針等については、自治体任せにするのではなく、全国一律(店舗の営業制限や交通機関の運行規制など)の基本的制限事項を設定することが効果的であると考えます。	議論の整理(案)においては、アクションプラン作成の際に留意すべき事項として、「南海トラフ地震に関しては、臨時情報発令時の応援派遣のあり方について検討する必要がある。」としている。 なお、南海トラフ地震の臨時情報発令時における行動指針に関する意見は、所管省庁に伝えることとする。
13	その他	災害復興がいずれ収束することを考慮すれば、発生した災害対応を理由(要因)として新規の職員採用を一時的に増やすことも容易にできない実情がある。そのためには、災害復興がある程度収束する見通しが付くまでの間、長期的視野に立った円滑な行政運営体制(バックアップ体制)を確保・継続する必要があると思われる。	本検討会の対象範囲外である。 なお、復旧・復興に向けた職員の中長期派遣については、地方三団体と連携した派遣の仕組みがあるほか、特に、技術職員については、令和2年度に「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を創設したところ。全国の自治体においては、是非、中長期派遣要員の確保・登録をお願いしたい。
14	その他	受援側になったときのことを考えれば、災害マネジメントの支援員やその他の災害応援に職員を出したいと考えているが、業務の都合で派遣できないこともある。 この状況を解消するため、応援自治体において、職員を派遣している間に、別の職員を採用できるような制度を構築し、予算を総務省で確保いただきたい。	現行の応急対策職員派遣制度による応援派遣は短期のものであり、代替職員の採用等は想定していない。 なお、応援側自治体が応援職員を派遣した際に要した経費については、特別交付税で措置される。